

『クレーン(5ト未満)運転の業務』特別教育

労働安全衛生法第59条第3項に『吊り上げ荷重5ト未満』のクレーン（小型移動式クレーンを除く）の運転は特別教育を修了した資格を持っていることが必要であると定められております。

当協会では労働災害防止を図り、仕事を安全に行うため、クレーン等安全規則第21条に基づく知識・技能習得の講習会を下記のとおり開催致しますので受講願います。

1. 日時・場所（定員：各回30名）

| 回 | 日 程 | 会 場 |
|-----|-----------------------|---|
| 第1回 | 2025年 5月30日～31日（金～土） | 1日目：学科 若松市民会館 若松区本町 3-13-1 2日目：学科及び実技 ポリテクセンター福岡 八幡西区穴生 3-5-1 |
| 第2回 | 2025年 7月18日～19日（金～土） | |
| 第3回 | 2025年 12月19日～20日（金～土） | |
| 第4回 | 2026年 3月27日～28日（金～土） | |

2. カリキュラム

| 日程 | 科 目 | 時 間 | |
|-----|------------------------|-----|-----------------------|
| 1日目 | 原動機及び電気に関する知識 | 3時間 | 9:00～受付 9:10～17:15 |
| | クレーンに関する知識及び取扱い | 3時間 | |
| | 関係法令 | 1時間 | |
| 2日目 | クレーンの運転のために必要な力学に関する知識 | 2時間 | 8:50～受付 9:00～16:05 |
| | 実技（クレーンの合図・運転） | 4時間 | |

※ 学科のみのコースは有りません。全員、実技受講となります。

受講希望者が極めて少数の場合は、中止する場合がございますのでご了承願います。

3. 受講料・テキスト代

（単位：円）

| 区 分 | 受講料 | テキスト代 | 合 計 |
|--------------|--------|-------|--------|
| 福岡県下労働基準協会会員 | 11,000 | 1,705 | 12,705 |
| 一 般 | 13,200 | | 14,905 |

4. 申込み方法：

- ① 受講申し込み前に、講習会の空き状況を八幡労働基準協会まで確認した後、所定の受講申込書を郵送にて八幡労働基準協会へお申し込みください。
- ② 受講料は講習日の10日前までに納入して下さい。
尚、原則として申込み後の受講料の払戻しはできません。
- ③ 受講票は振込み（ご入金）確認後、受講日の1週間前を目処にFAXで送付します。
※申込書にご記入頂いた氏名・生年月日・住所・連絡先等の個人情報につきましては講習会以外での利用は致しませんのでご了承ください。

5. 連絡先・振込先等

八幡労働基準協会
〒805-0058 北九州市八幡東区前田 1520-16 ミドリ安全北九州(株) 2階
TEL：093-661-5288 FAX：093-661-5299
受講料振込先：福岡ひびき信用金庫 黒崎支店 普通：1265090 八幡労働基準協会
（振込手数料は貴社でご負担願います）

注）本講習会は、八幡／若松労働基準協会の共催ですが、講習の修了証は「若松」労働基準協会名となります。